

# 平成26年10月1日より 成人用肺炎球菌ワクチン\*の 定期接種スタート！

\*23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン

定期接種とは、「予防接種法」という法律に基づき  
自治体(市町村及び特別区)が実施する予防接種です。

**定期接種の対象者は  
以下の二つに該当する方です。  
対象となる期間は  
平成27年3月31日までです。**



- 平成26年度に  
右の年齢になる方。
- 今までこのワクチンを  
接種したことが  
ない方。



この制度では、今までこのワクチンを接種したことがない方を対象に、  
平成30年度までの間に1人1回、定期接種の機会を設けています。

対象となる年度においてのみ、定期接種としての公費助成\*が受けられます。  
\*助成の有無やその内容は、お住まいの自治体によって異なる場合があります。

**65歳**

昭和24年4月2日生～  
昭和25年4月1日生の方

**70歳**

昭和19年4月2日生～  
昭和20年4月1日生の方

**75歳**

昭和14年4月2日生～  
昭和15年4月1日生の方

**80歳**

昭和9年4月2日生～  
昭和10年4月1日生の方

**85歳**

昭和4年4月2日生～  
昭和5年4月1日生の方

**90歳**

大正13年4月2日生～  
大正14年4月1日生の方

**95歳**

大正8年4月2日生～  
大正9年4月1日生の方

**100歳以上**

大正4年4月1日以前に  
お生まれの方

60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能  
又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する  
方(インフルエンザの定期接種対象者と同じ)も対象。